

# 地方財政審議会付議（決裁）案件

平成31年2月19日（火）

（案件名）

- ・ 平成30年度国の予算等貸付金債に係る同意等について（決裁案件）  
（根拠法令は別紙）

担 当

自治財政局地方債課

能見課長補佐（内23473）

# 平成30年度国の予算等貸付金債に係る同意又は許可について

## 1 事業内容

国の予算又は政府関係機関等から地方公共団体に対して貸付けられる貸付金には、中小企業高度化資金貸付金、母子父子寡婦福祉資金貸付金等があり、これらを総称して国の予算等貸付金債と呼んでいる。

これら国の予算貸付又は政府関係機関等貸付金は、それぞれ根拠法に基づき、各省庁又は各政府関係機関等の予算によりその所要額が確保される仕組みとなっているが、地方公共団体の側からすれば長期の借入金であることから、地方債として処理する必要があり、地方財政法に基づく総務大臣又は都道府県知事の同意又は許可を必要とする。

## 2 同意等方針

平成30年度地方債同意等基準運用要綱第五の六の2により、国の各省庁等からの交付決定等に基づく額を同意等予定額と同様に扱って、速やかに、同意又は許可を行う。

## 3 地方債計画及び同意等額

(1) 通常収支分

(単位：億円)

区分		地方債計画 (改正後)	既 同意等額	今回 同意等額	同意等額 計	計画残額
計		289	437	14	451	▲162
内訳	都道府県・ 指定都市分	—	424	12	437	—
	市町村・ 特別区分	—	12	2	14	—

※ 四捨五入の結果、合計と内訳が一致しない場合がある。

※ 既同意等額には届出分（1月分まで）を含む。

(2) 東日本大震災分（復旧・復興事業）

(単位：億円)

区分		地方債 計画	既 同意等額	今回 同意等額	同意等額 計	計画残額
計		4	1	1	2	2
内訳	都道府県・ 指定都市分	—	—	—	—	—
	市町村・ 特別区分	—	—	—	—	—

(参考) 事業区分

(1) 通常収支分

(単位: 億円、%)

	H30 地方債計画	既同意等額	今回同意等額	同意等額計	執行率
中小企業高度化資金貸付金	120	355.7	0.9	356.6	297.1%
土地区画整理組合等貸付金	5	4.3	1.0	5.3	106.0%
母子父子寡婦福祉資金貸付金	28	11.7	0.3	12.0	42.7%
災害援護資金貸付金	15	1.0	0.02	1.0	6.5%
都市開発資金貸付金	17	10.9	1.9	12.8	75.6%
市街地再開発組合等貸付金	8	4.0	—	4.0	50.0%
埠頭整備等資金貸付金	46	19.1	—	19.1	41.4%
公害防止資金貸付金	1	—	—	—	0.0%
木材産業等高度化推進資金貸付金	9	7.4	—	7.4	82.4%
沖縄振興開発金融公庫資金貸付金	1	—	0.1	0.1	10.4%
日本政策金融公庫資金貸付金	32	22.6	9.4	32.0	100.1%
連続立体交差資金貸付金	1	—	—	—	0.0%
都市環境維持・改善事業資金貸付金	1	—	—	—	0.0%
電線敷設工事資金貸付金	3	—	—	—	0.0%
賑わい増進事業資金貸付金	1	—	—	—	0.0%
特定連絡道路工事資金貸付金	1	—	—	—	0.0%
介護保険財政安定化基金貸付金	—	—	0.5	0.5	—
合計	289	436.6	14.2	450.8	156.0%

※ 四捨五入の結果、合計と内訳が一致しない場合がある。

※ 既同意等額には届出分(1月分まで)を含む。

(2) 東日本大震災分(復旧・復興事業)

	H30 地方債計画	既同意等額	今回同意等額	同意等額計	執行率
災害援護資金貸付金	4	0.9	1.0	1.9	47.5%
合計	4	0.9	1.0	1.9	47.5%

※ 四捨五入の結果、合計と内訳が一致しない場合がある。

## 4 岩手県の変更許可申請について

岩手県が、平成20年度に中小企業基盤整備機構から償還期間10年で借入れた中小企業高度化資金貸付金について、今年度、履行期限を迎え、10年間の延長措置がとられることとなった。履行延期の承認申請に対する中小企業基盤整備機構からの承認に併せて、償還期間の変更について、速やかに許可を行うこととする。

## 5 今後のスケジュール

2月25日(月) 同意等予定

平成30年度 国の予算等貸付金債同意等額(第2回定例協議分)

(単位:百万円)

1 合計

	都道府県・指定都市・一部事務組合			市町村・特別区			合計		
	同意	許可	計	同意	許可	計	同意	許可	計
1 北海道	-	819.000	819.000	33.300	51.091	84.391	33.300	870.091	903.391
2 青森県	-	-	-	13.218	-	13.218	13.218	-	13.218
3 岩手県	-	170.276	170.276	-	-	-	-	170.276	170.276
4 宮城県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5 秋田県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6 山形県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7 福島県	9.400	-	9.400	-	-	-	9.400	-	9.400
8 茨城県	5.554	-	5.554	-	-	-	5.554	-	5.554
9 栃木県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10 群馬県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11 埼玉県	42.000	-	42.000	-	-	-	42.000	-	42.000
12 千葉県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13 東京都	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14 神奈川県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15 新潟県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16 富山県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17 石川県	-	-	-	50.000	-	50.000	50.000	-	50.000
18 福井県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19 山梨県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20 長野県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21 岐阜県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22 静岡県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
23 愛知県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24 三重県	-	-	-	50.400	-	50.400	50.400	-	50.400
25 滋賀県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26 京都府	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27 大阪府	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28 兵庫県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29 奈良県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30 和歌山県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
31 鳥取県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32 島根県	4.467	-	4.467	-	-	-	4.467	-	4.467
33 岡山県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
34 広島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
35 山口県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36 徳島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37 香川県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
38 愛媛県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
39 高知県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40 福岡県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
41 佐賀県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
42 長崎県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
43 熊本県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
44 大分県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
45 宮崎県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
46 鹿児島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
47 沖縄県	-	-	-	10.400	-	10.400	10.400	-	10.400
48 札幌市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
49 仙台市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50 さいたま市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
51 千葉市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
52 横浜市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
53 川崎市	10.990	-	10.990	-	-	-	10.990	-	10.990
54 相模原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
55 新潟市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
56 静岡市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
57 浜松市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
58 名古屋市	100.000	144.000	244.000	-	-	-	100.000	144.000	244.000
59 京都市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
60 大阪市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
61 堺市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
62 神戸市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
63 岡山市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
64 広島市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
65 北九州市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
66 福岡市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
67 熊本市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
68 特別区	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	172.411	1,133.276	1,305.687	157.318	51.091	208.409	329.729	1,184.367	1,514.096

平成30年度 国の予算等貸付金債同意等額(第2回定例協議分)

(単位:百万円)

2 通常収支分

	都道府県・指定都市・一部事務組合			市町村・特別区			合計		
	同意	許可	計	同意	許可	計	同意	許可	計
1 北海道	-	819.000	819.000	33.300	51.091	84.391	33.300	870.091	903.391
2 青森県	-	-	-	13.218	-	13.218	13.218	-	13.218
3 岩手県	-	89.536	89.536	-	-	-	-	89.536	89.536
4 宮城県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5 秋田県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6 山形県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7 福島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8 茨城県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9 栃木県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10 群馬県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11 埼玉県	42.000	-	42.000	-	-	-	42.000	-	42.000
12 千葉県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13 東京都	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14 神奈川県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15 新潟県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16 富山県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17 石川県	-	-	-	50.000	-	50.000	50.000	-	50.000
18 福井県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19 山梨県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20 長野県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21 岐阜県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22 静岡県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
23 愛知県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24 三重県	-	-	-	50.400	-	50.400	50.400	-	50.400
25 滋賀県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26 京都府	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27 大阪府	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28 兵庫県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29 奈良県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30 和歌山県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
31 鳥取県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32 島根県	4.467	-	4.467	-	-	-	4.467	-	4.467
33 岡山県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
34 広島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
35 山口県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36 徳島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37 香川県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
38 愛媛県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
39 高知県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40 福岡県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
41 佐賀県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
42 長崎県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
43 熊本県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
44 大分県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
45 宮崎県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
46 鹿児島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
47 沖縄県	-	-	-	10.400	-	10.400	10.400	-	10.400
48 札幌市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
49 仙台市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50 さいたま市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
51 千葉市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
52 横浜市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
53 川崎市	10.990	-	10.990	-	-	-	10.990	-	10.990
54 相模原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
55 新潟市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
56 静岡市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
57 浜松市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
58 名古屋市	100.000	144.000	244.000	-	-	-	100.000	144.000	244.000
59 京都市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
60 大阪市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
61 堺市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
62 神戸市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
63 岡山市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
64 広島市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
65 北九州市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
66 福岡市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
67 熊本市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
68 特別区	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	157.457	1,052.536	1,209.993	157.318	51.091	208.409	314.775	1,103.627	1,418.402

平成30年度 国の予算等貸付金債同意等額(第2回定例協議分)

3 東日本大震災分(復旧・復興事業)

(単位:百万円)

	都道府県・指定都市・一部事務組合			市町村・特別区			合計		
	同意	許可	計	同意	許可	計	同意	許可	計
1 北海道	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2 青森県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3 岩手県	-	80.740	80.740	-	-	-	-	80.740	80.740
4 宮城県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5 秋田県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6 山形県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7 福島県	9.400	-	9.400	-	-	-	9.400	-	9.400
8 茨城県	5.554	-	5.554	-	-	-	5.554	-	5.554
9 栃木県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10 群馬県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11 埼玉県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12 千葉県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13 東京都	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14 神奈川県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15 新潟県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16 富山県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17 石川県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18 福井県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19 山梨県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20 長野県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21 岐阜県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22 静岡県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
23 愛知県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24 三重県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25 滋賀県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26 京都府	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27 大阪府	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28 兵庫県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29 奈良県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30 和歌山県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
31 鳥取県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32 島根県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
33 岡山県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
34 広島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
35 山口県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36 徳島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37 香川県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
38 愛媛県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
39 高知県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40 福岡県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
41 佐賀県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
42 長崎県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
43 熊本県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
44 大分県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
45 宮崎県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
46 鹿児島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
47 沖縄県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
48 札幌市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
49 仙台市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50 さいたま市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
51 千葉市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
52 横浜市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
53 川崎市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
54 相模原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
55 新潟市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
56 静岡市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
57 浜松市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
58 名古屋市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
59 京都市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
60 大阪市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
61 堺市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
62 神戸市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
63 岡山市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
64 広島市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
65 北九州市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
66 福岡市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
67 熊本市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
68 特別区	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	14.954	80.740	95.694	-	-	-	14.954	80.740	95.694

平成30年度 国の予算等貸付金債 第2回定例協議分(団体別貸付金別同意等額①)

(単位:百万円)

		中小企業高度化資金貸付金			土地区画整理組合等貸付金			母子父子寡婦福祉資金貸付金			災害援護資金貸付金(通常収支分)		
		都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計
1	北海道												
2	青森県												
3	岩手県	89.536		89.536									
4	宮城県												
5	秋田県												
6	山形県												
7	福島県												
8	茨城県												
9	栃木県												
10	群馬県												
11	埼玉県												
12	千葉県												
13	東京都												
14	神奈川県												
15	新潟県												
16	富山県												
17	石川県												
18	福井県												
19	山梨県												
20	長野県												
21	岐阜県												
22	静岡県												
23	愛知県												
24	三重県												
25	滋賀県												
26	京都府												
27	大阪府												
28	兵庫県												
29	奈良県												
30	和歌山県												
31	鳥取県												
32	島根県							2.800		2.800	1.667		1.667
33	岡山県												
34	広島県												
35	山口県												
36	徳島県												
37	香川県												
38	愛媛県												
39	高知県												
40	福岡県												
41	佐賀県												
42	長崎県												
43	熊本県												
44	大分県												
45	宮崎県												
46	鹿児島県												
47	沖縄県												
48	札幌市												
49	仙台市												
50	さいたま市												
51	千葉市												
52	横浜市												
53	川崎市							10.990		10.990			
54	相模原市												
55	新潟市												
56	静岡市												
57	浜松市												
58	名古屋市				100.000		100.000						
59	京都市												
60	大阪市												
61	堺市												
62	神戸市												
63	岡山市												
64	広島市												
65	北九州市												
66	福岡市												
67	熊本市												
68	特別区												
	計	89.536		89.536	100.000		100.000	13.790	13.218	27.008	1.667		1.667

平成30年度 国の予算等貸付金債 第2回定例協議分(団体別貸付金別同意等額②)

(単位:百万円)

	都市開発資金貸付金			沖縄振興開発金融公庫資金貸付金			日本政策金融公庫資金貸付金			介護保険財政安定化基金貸付金		
	都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計
1 北海道							819.000	33.300	852.300		51.091	51.091
2 青森県												
3 岩手県												
4 宮城県												
5 秋田県												
6 山形県												
7 福島県												
8 茨城県												
9 栃木県												
10 群馬県												
11 埼玉県							42.000		42.000			
12 千葉県												
13 東京都												
14 神奈川県												
15 新潟県												
16 富山県												
17 石川県								50.000	50.000			
18 福井県												
19 山梨県												
20 長野県												
21 岐阜県												
22 静岡県												
23 愛知県												
24 三重県		50.000	50.000					0.400	0.400			
25 滋賀県												
26 京都府												
27 大阪府												
28 兵庫県												
29 奈良県												
30 和歌山県												
31 鳥取県												
32 島根県												
33 岡山県												
34 広島県												
35 山口県												
36 徳島県												
37 香川県												
38 愛媛県												
39 高知県												
40 福岡県												
41 佐賀県												
42 長崎県												
43 熊本県												
44 大分県												
45 宮崎県												
46 鹿児島県												
47 沖縄県					10.400	10.400						
48 札幌市												
49 仙台市												
50 さいたま市												
51 千葉市												
52 横浜市												
53 川崎市												
54 相模原市												
55 新潟市												
56 静岡市												
57 浜松市												
58 名古屋市	144.000		144.000									
59 京都市												
60 大阪市												
61 堺市												
62 神戸市												
63 岡山市												
64 広島市												
65 北九州市												
66 福岡市												
67 熊本市												
68 特別区												
計	144.000	50.000	194.000		10.400	10.400	861.000	83.700	944.700		51.091	51.091



平成30年度 国の予算等貸付金債 第2回定例協議分(団体別貸付金別同意等額③)

(単位:百万円)

	災害援護資金貸付金(東日本大震災分)			合計		
	都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計
1	北海道			819.000	84.391	903.391
2	青森県				13.218	13.218
3	岩手県	80.740	80.740	170.276		170.276
4	宮城県					
5	秋田県					
6	山形県					
7	福島県	9.400	9.400	9.400		9.400
8	茨城県	5.554	5.554	5.554		5.554
9	栃木県					
10	群馬県					
11	埼玉県			42.000		42.000
12	千葉県					
13	東京都					
14	神奈川県					
15	新潟県					
16	富山県					
17	石川県				50.000	50.000
18	福井県					
19	山梨県					
20	長野県					
21	岐阜県					
22	静岡県					
23	愛知県					
24	三重県				50.400	50.400
25	滋賀県					
26	京都府					
27	大阪府					
28	兵庫県					
29	奈良県					
30	和歌山県					
31	鳥取県					
32	島根県			4.467		4.467
33	岡山県					
34	広島県					
35	山口県					
36	徳島県					
37	香川県					
38	愛媛県					
39	高知県					
40	福岡県					
41	佐賀県					
42	長崎県					
43	熊本県					
44	大分県					
45	宮崎県					
46	鹿児島県					
47	沖縄県				10.400	10.400
48	札幌市					
49	仙台市					
50	さいたま市					
51	千葉市					
52	横浜市					
53	川崎市			10.990		10.990
54	相模原市					
55	新潟市					
56	静岡市					
57	浜松市					
58	名古屋市			244.000		244.000
59	京都市					
60	大阪市					
61	堺市					
62	神戸市					
63	岡山市					
64	広島市					
65	北九州市					
66	福岡市					
67	熊本市					
68	特別区					
	計	95.694	95.694	1,305.687	208.409	1,514.096

地方債協議等関係

(1) 地方財政法（昭和23年法律第109号）（抄）

（地方債の協議等）

第五条の三 **地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。**ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

2～10 略)

11 総務大臣は、第一項の規定による協議における**総務大臣の同意**並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、**地方財政審議会の意見を聴かなければならない。**

（地方債についての関与の特例）

第五条の四 **次に掲げる地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。**この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

一 前条第四項第二号に規定する実質赤字額が政令で定めるところにより算定した額以上である地方公共団体

二 前条第四項第一号に規定する**実質公債費比率が政令で定める数値以上である地方公共団体**

三～六 略)

2～3 略)

4 普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉾区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率のいずれかが**標準税率未満である地方公共団体**（第一項各号に掲げるものを除く。）は、**第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。**この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

5～6 略)

7 総務大臣は、第一項、第三項及び第四項の**総務大臣の許可**並びに第一項第四号から第六号までの規定による指定及び第二項の規定による指定の解除については、**地方財政審議会の意見を聴かなければならない。**

(2) 地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）（抄）

（地方債の協議の相手方等）

第二条 法第五条の三第一項の規定による協議は、**第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣に、第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事にするものとする。**

一 都道府県若しくは**地方自治法**（昭和二十二年法律第六十七号）**第二百五十二条の十九第一項**の指定都市（以下「指定都市」という。）（以下この項において「都道府県等」という。）又は地方公共団体の組合で都道府県等が加入するもの

二 市町村又は地方公共団体の組合で市町村が加入するもの（都道府県等が加入するものを除く。）

2 法第五条の三第一項の規定による協議をしようとする地方公共団体は、起債の目的となる事業の内容に応じて総務大臣が定める区分（以下「事業区分」という。）ごとに次条に規定する事項を記載した協議書を作成し、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、これを提出しなければならない。

3 **都道府県知事は、法第五条の三第一項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。**

4 総務大臣は、法第五条の三第一項又は前項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の**限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。**ただし、当該同意に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合は、この限りでない。

5 総務大臣は、第三項の規定による協議における同意については、**地方財政審議会の意見を聴かなければならない。**

第三条～第二十条 略)

（地方債の許可手続）

第二十一条 法第五条の四第一項、第三項又は第四項の規定により、地方公共団体が地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、**第二条第一項第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。**

2 前項に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、事業区分ごとに申請書を作成し、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、これを提出しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、**あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。**

4 総務大臣は、第一項に規定する許可又は前項に規定する同意をしようとするときは、当該許可又は同意に係る地方債の**限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。**ただし、当該許可又は同意に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合は、この限りでない。

5 総務大臣は、第三項に規定する同意については、**地方財政審議会の意見を聴かなければならない。**

### (3) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（抄）

（地方債の起債の許可）

**第十三条 財政再生団体及び財政再生計画を定めていない地方公共団体であって再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣の許可を受けなければならない。この場合においては、地方財政法第五条の三第一項の規定による協議をすること及び同条第六項の規定による届出をすること並びに同法第五条の四第一項及び第三項から第五項までに規定する許可を受けることを要しない。**

2～3（略）

4 総務大臣は、第一項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない

### (4) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）（抄）

（財政再生団体に係る地方債の許可手続）

**第十四条（略）**

2 総務大臣は、法第十三条第一項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。ただし、当該許可に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合については、この限りでない。

### (5) 地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号）（抄）

（地方債の協議を要しない場合）

**第一条** 地方財政法（昭和三十二年法律第百九号。以下「法」という。）第五条の三第一項ただし書（法第五条の四第六項において準用する場合を含む。）に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 市町村等（地方財政法施行令（昭和三十二年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第二条第一項第二号に掲げる地方公共団体をいう。）が都道府県から借り入れる場合

二～九（略）

### (6) 平成30年度地方債同意等基準（平成30年総務省告示第149号）（抄）

**第二 協議団体に係る同意基準**

二 協議に当たっての事業区分

1 通常収支分

(一) 一般会計債

(二) 公営企業債

(三) 被災施設借換債

**(四) 国の予算等貸付金債**

国の予算等貸付金債については、国の予算から貸し付けられる貸付金を対象とするものとする。

(五) 補正予算債

三 簡易協議手続に関する事項

1 簡易協議

(2) 簡易協議の対象

二の1の(一)から(三)まで、(五)及び(六)、二の2の(一)、(二)の(1)から(3)まで、(三)及び(五)に掲げる事業区分を原則として簡易協議手続の対象とするものとする。

(3) **簡易協議の対象とならない地方債**

(2)以外の地方債については、起債ごとに、個別に協議を行うものとする。

(7) 平成30年度同意等基準運用要綱(平成30年4月2日総務副大臣通知) (抄)

第五 その他の留意事項

六 国の予算等貸付金債

1 国の予算等貸付金債の対象事業は、主として次に掲げるものであること。

(1) 通常収支分

- ア **中小企業高度化資金貸付金**
- イ **土地区画整理組合等貸付金**
- ウ **母子父子寡婦福祉資金貸付金**
- エ **災害援護資金貸付金**
- オ **都市開発資金貸付金**
- カ 市街地再開発組合等貸付金
- キ 有料道路(駐車場を含む。)整備資金貸付金
- ク 埠頭整備等資金貸付金
- ケ 公害防止資金貸付金
- コ 農業共済資金貸付金
- サ 木材産業等高度化推進資金貸付金
- シ 沿道整備資金貸付金
- ス **沖縄振興開発金融公庫資金貸付金**
- セ 農地保有合理化促進対策資金貸付金
- ソ 就農支援資金貸付金
- タ **日本政策金融公庫資金貸付金**
- チ 連続立体交差資金貸付金
- ツ 都市環境維持・改善事業資金貸付金
- テ 地域商店街活性化高度化資金貸付金
- ト 電線敷設工事資金貸付金
- ナ 賑わい増進事業資金貸付金
- ニ 特定連絡道路工事資金貸付金

(2) 東日本大震災分(復旧・復興事業)

**災害援護資金貸付金**

※ 各貸付金の根拠条文は省略

2 国の予算等貸付金債については、原則として、簡易協議等手続と同スケジュールにより、**国の各省庁等からの交付決定等に基づく額を同意等予定額と同様に扱って、速やかに、同意等を行う**ものであること。